

《2024年度への給付期間再々延長審議に関する応募要項（継続3年目終了者）》

大阪府中央区大手通三丁目2番21号
公益財団法人 戸部眞紀財団

本財団では、2023年度より奨学金給付期間を延長も含め最長3年としていましたが、3年目を終了された方へ、さらに1年給付期間延長の機会を提供することといたしましたので、下記の通りご案内いたします。

1. 対象者

- ・2021年度に採用された現奨学生で、2024年度に進級又は国内の大学院に進学する者。
- ・2023年度に顕著な実績を残し、引き続き学業及び研究に真摯に取り組む強い意志がある者。
- ・卒業（修了）後、期間を置かず進学する者（例：3月卒業・4月入学）
- ・「奨学金受領書／近況報告書」の提出義務を果たした者。

2. 対象とならない者

- ・2024年3月をもって大学又は大学院を卒業（修了）し、進学しない者
※ 申請時点で院試の結果が不確定の方は、決定次第速やかにご連絡ください。
- ・卒業（修了）後、進学まで期間が空く者（例：3月卒業・10月入学）

3. 給付金額と給付期間

(1) 給付金額 月額6万円

（初回は5月に4～7月分、以降偶数月に2ヶ月分を振り込みます）

- ※ 博士課程を対象とした公的な支援制度（JSPS 特別研究員、JST 次世代研究者挑戦的プログラム）の採用者は半額となります。延長申請後に採択された場合は速やかに事務局までご連絡ください。
- ※ 他の高額な給付型奨学金（民間の団体、地方自治体等）との併給の場合は半額となる場合があります。（概ね200万円を超える場合）返済義務なしの場合でも、大学独自の奨学金制度、日本支援機構が行う給付型奨学金、及び学費の免除等は、併給の場合でも半額とはなりません。

注）下記4.（1）提出書類②「他機関からの奨学金について」に現況の詳細を記載してください。

(2) 給付期間 2024年4月1日より2025年3月31日までの1年間

※ 休学期間中は奨学金の支給を休止します。

4. 応募方法と提出期限

(1) 提出書類

- ① 2024年度 給付期間再々延長申請願書（本財団指定用紙／継続3年目終了者用）
- ② 2024（令和6）年度 他機関からの奨学金について（アンケート）
※ ②は2024年度奨学金を辞退される方は提出不要

(2) 手続き

申請願書（ワードファイル）は下記 URL より各自でダウンロードし、必要事項を入力の上、提出先 URL に 2月29日（木） までに提出してください。期限を過ぎでの申請は一切受け付けませんのでご注意ください。

★ 「2024 年度 給付期間再延長申請願書」 及び 「他機関からの奨学金について」

ダウンロード URL :

<https://tobe-maki.or.jp/extension4>

※ 「名前を付けて保存」してからファイルを開いてください。

※ ダウンロードできない方は個別にご連絡ください。

★ 提出先 URL :

https://tobe-maki.or.jp/benefit_extension4/

5. 給付期間再延長奨学生の決定

- (1) 採否結果（内々定）は3月末日にメール及び書面にて通知いたします。
- (2) 3月末日時点で活動報告書が未提出の場合は審議の対象外となります。
- (3) 成績証明書の内容を精査した上で内定といたします。
- (4) 採用内定後に財団より送付する誓約書等の書類提出をもって正式採用とし、その結果を大学及び本人に書面にて通知いたします。
- (5) 選考の経過及び決定の理由は公表しません。
- (6) 採用となった場合でも、奨学金給付毎の提出を義務としている「奨学金受領書／近況報告書」の書類について、提出状況が悪い場合は採用を取り消す場合があります。

6. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、学期毎に成績証明書を、また毎年度3月末までに活動報告書及び在学証明書（または卒業証明書／修了証明書）を理事長宛に提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は奨学金振込日の概ね1ヶ月以内に奨学金受領書／近況報告書を提出しなければなりません。期限までに当該書類の提出がない場合、奨学金の給付を停止又は廃止する場合があります。

7. その他

上記以外については、奨学金給付規程（抄）に準じます。

採用者は本財団ホームページや本財団が発行する誌面等に、氏名、所属、学年、写真等が掲載される場合がありますので、予めご了承の上ご応募ください。

◇ 交流会について

奨学生は本財団が行う交流会に出席することが可能です。出席は任意とします。

（2024 年度 交流会開催予定日）

8月25日（日）～27日（火）の2泊3日

以上